

令和7年度 保育所・認定こども園 入園の手引き



【問い合わせ先】

能代市役所 子育て支援課

TEL : 89-2946 FAX : 89-1679

二ツ井地域局 市民福祉課③番窓口

TEL : 73-5500 FAX : 73-5224

市内の保育所・認定こども園の情報は、各施設のホームページのほか、子育て支援センター発行の情報誌『のしろ子育てエンジョイマップ』に掲載されております。



能代市子育て支援課 (R6.11.25 発行)

国等の制度改正により、内容が変更となる場合があります。

目次



1	市内の保育・教育施設	1 ページ
2	保育・教育施設を利用するためには	2 ページ
3	保育の必要量について	3 ページ
4	保育の利用を必要とするための事由と必要書類	4 ページ
5	子ども・子育て支援制度のながれ	4 ページ
6	入園申込の方法等について	5 ページ
7	保育料について	6・7 ページ
8	3歳以上児の副食費について	7 ページ
9	保育の必要性の基準（選考基準）	8 ページ
10	よくある質問にお答えします	9 ページ
11	申込書の記入の仕方	10・11 ページ



1 市内の保育・教育施設 (R6.11.25 現在)

○保育所

名称	利用定員	対象年齢	開所時間	所在地	電話	給食	一時預かり	障がい児保育	通園バス	病児保育※	休日保育
第一保育所	70	生後2カ月～5歳	7:00～19:00	上町12-32	52-2610	○	○	○			
二ツ井子ども園	100	生後2カ月～5歳	7:00～19:00	二ツ井町字下野川端2-1	73-2620	○		○	○		
きみまち子ども園	90	生後2カ月～5歳	7:00～19:00	二ツ井町高上場字鍋良子出口15-1	73-5455	○	○	○	○		
能代感恩講保育所	30	生後2カ月～5歳	7:00～19:00	若松町4-12	52-7432	○	○	○			
轟保育園	40	生後2カ月～5歳	7:00～19:00	字轟73-2	59-2342	○	○	○	○		
すぎ保育園	70	生後2カ月～5歳	7:00～19:00	花園町10-21	52-0661	○	○	○		○	
まつばら保育園	60	生後2カ月～5歳	7:00～19:00	松美町11-3	52-2713	○	○	○			
さんさん保育園	70	生後2カ月～5歳	7:00～19:00	向能代字上野117-2	52-5513	○	○	○		○	
つばめの森保育園	60	生後2カ月～5歳	7:00～20:00	字臥竜山30-1	55-2533	○	○	○			○
さかき保育園	60	生後2カ月～2歳	7:00～19:00	字田子向107-3	52-0814	○	○	○		○	
あいじほいくえん	40	生後6週～2歳	7:00～19:00	落合字下前田186	52-2131	○	○	○		○	

○認定こども園

名称	利用定員	対象年齢	開所時間 上段：保育所機能 中段：幼稚園機能 下段：幼稚園機能 の預かり保 育	所在地	電話	給食	一時預かり	障がい児保育	通園バス	病児保育※	休日保育
愛慈幼稚園	65	満3歳 ～5歳	7:00～19:00 8:30～14:00 7:00～19:00	清助町2-10	54-4050	○	○	○	○		
さかき幼稚園	115	満3歳 ～5歳	7:00～19:00 9:00～14:00 7:00～19:00	字田子向111	52-0814	○	○	○	○		
淳城幼稚園・ ていじょう保育園	135	生後2カ月 ～5歳	7:00～19:00 8:30～14:00 7:00～19:00	柳町13-21	52-4136 88-8693	○	○	○	○		
能代南幼稚園 南 ベビー保育園	65	生後2カ月 ～5歳	7:00～19:00 8:30～14:00 7:00～19:00	中和二丁目1-49	52-5854	○	○	○	○		
能代カトリックこども 園	55	生後2カ月 ～5歳	7:00～19:00 8:30～14:00 7:00～19:00	景林町15-18	52-2756	○	○	○	○		
東能代幼稚園・保 育園	125	生後2カ月 ～5歳	7:00～19:00 8:30～14:00 7:00～19:00	字中関16	58-2102	○	○	○	○		

※病児保育は、体調不良児対応型（児童が保育中に熱を出すなど「体調不良」になった場合に、看護師が保育所等で保育すること）をいいます。

※開所時間は延長保育の利用も含んだ時間となります。

2 保育・教育施設を利用するためには ～認定の申請が必要です～

- “認定の申請”とは・・・

施設を利用するためには、1・2・3号認定のいずれかの認定を受ける必要があります。

認定区分	1号認定	2号認定		3号認定
対象児童	満3歳以上で 教育を希望	満3歳以上で 保育が必要な場合		満3歳未満で 保育が必要な場合
原則認定期間	小学校就学前まで	小学校就学前まで		満3歳に達するまで
原則とは異なる 認定期間		事 由	認 定 期 間	留 意 事 項
		就労	就学前（期限付き雇用の場合は契約期間満了日が属する月の月末まで） ※期限付き雇用であっても、年度毎に契約が更新されている場合は、期間満了の翌日から90日を経過する日が属する月の末日まで	就労期間ごとに就労証明書を提出してください
		妊娠 ・ 出産	出産予定日から8週間を経過した日が属する月の月末まで	
		求職 活動等	90日を経過する日が属する月の月末まで	90日を経過し、引き続き求職活動を行う必要がある場合には、1回のみ求職活動を継続することが可能です
		就学	卒業（修了）予定日の属する月の月末まで	職業訓練等短期間の就学の場合には、就学期間等が記載されている書類を提出してください
		育休	育休終了日の属する月の月末まで	育児休業取得時に既に保育を利用している場合に限りです
		その他	事由を勘案	
利用できる施設	認定こども園 (幼稚園機能)	保育所、認定こども園 (保育所機能)		

- 認定の申請は、入園申込書と一体様式となっています。
- 保育の必要性や必要量等の認定内容を記載したものが支給認定証または教育・保育給付認定通知書となります。



3 保育の必要量について

2・3号認定では、保護者の就労時間等に応じた保育の必要量による認定もあります。保育の必要性の事由等により異なりますので、8ページもご覧ください。

□保育標準時間・・・最長11時間の利用が可能

□保育短時間・・・・最長8時間の利用が可能

各施設によって保育標準時間・保育短時間の利用時間が異なりますので下表をご覧ください。

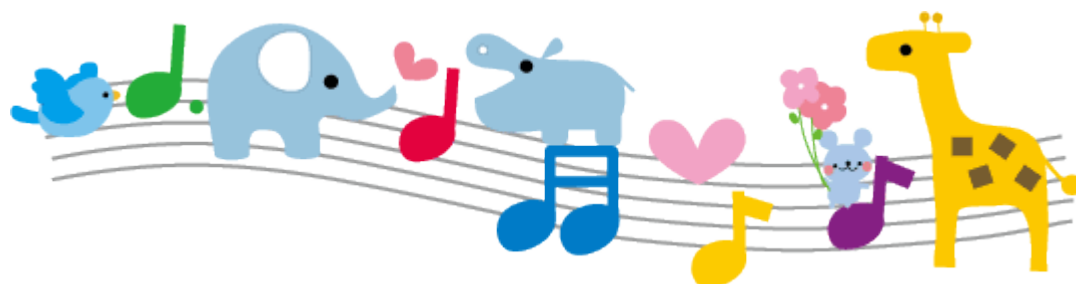
○保育所

名称	保育標準時間	保育短時間
第一保育所	7:00~18:00	8:00~16:00
二ツ井子ども園	7:00~18:00	8:00~16:00
きみまち子ども園	7:00~18:00	8:00~16:00
能代感恩講保育所	7:00~18:00	8:00~16:00
轟保育園	7:00~18:00	8:00~16:00
すぎ保育園	7:00~18:00	8:00~16:00
まつばら保育園	7:00~18:00	8:00~16:00
さんさん保育園	7:00~18:00	8:00~16:00
つばめの森保育園	7:00~18:00	8:00~16:00
さかき保育園	7:00~18:00	7:00~15:00
あいじほいくえん	7:00~18:00	8:00~16:00



○認定こども園

名称	保育標準時間	保育短時間
愛慈幼稚園	7:00~18:00	8:00~16:00
さかき幼稚園	7:00~18:00	7:00~15:00
淳城幼稚園・ ていじょう保育園	7:00~18:00	8:00~16:00
能代南幼稚園 南ベビー 保育園	7:30~18:30	8:30~16:30
能代トリックこども園	7:30~18:30	8:30~16:30
東能代幼稚園・保育園	7:00~18:00	7:00~15:00



4 保育の利用を必要とするための事由と必要書類

○保護者が、次のいずれかに該当する必要があります。

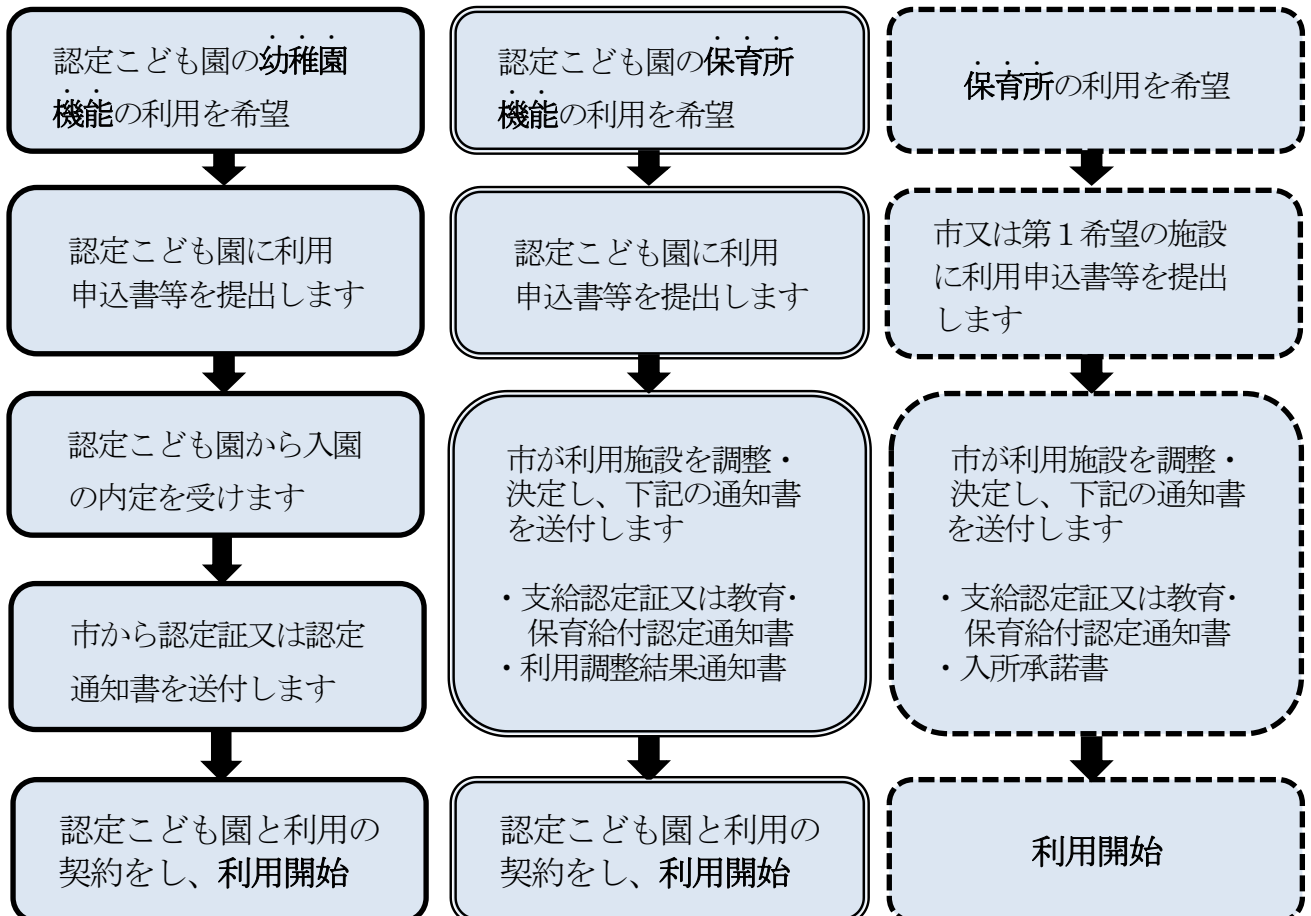
保育の必要性の事由		必要書類	チェック
①就労（自営・内職含む）		就労証明書	□父 □母
②妊娠・出産 ※産前8週産後8週		母子手帳の写し ※表紙及び出産予定日が記載されているページ	□母
③疾病・ 障がい	病気の場合	傷病・障がい状況届出書、医師の診断書	□父 □母
	障がいがある場合	傷病・障がい状況届出書、障害者手帳の写し	□父 □母
④病人の看護等		看護介護状況届出書	□父 □母
⑤災害復旧		被災状況と復旧計画がわかるもの（任意様式）	□父 □母
⑥求職活動等	求職活動	ハローワーク受付票の写し	□父 □母
	起業準備	起業準備計画書（任意様式）	□父 □母
⑦就学		在学証明書又は合格通知書等の写し（職業訓練等短期間の就学の場合には、就学期間等が記載されている書類）	□父 □母
⑧虐待やDVのおそれがあること		状況がわかるもの（任意様式）	□父 □母
⑨育児休業取得時に既に保育を利用		就労証明書	□父 □母
⑩その他、上記に類する事由		状況がわかるもの（任意様式）	□父 □母

・「集団生活を体験させたい」、「下の子どもに手がかかる」という理由では、保育の必要性に該当しません。

・「就労」により保育を必要とする場合には、月48時間以上の就労時間が必要です。

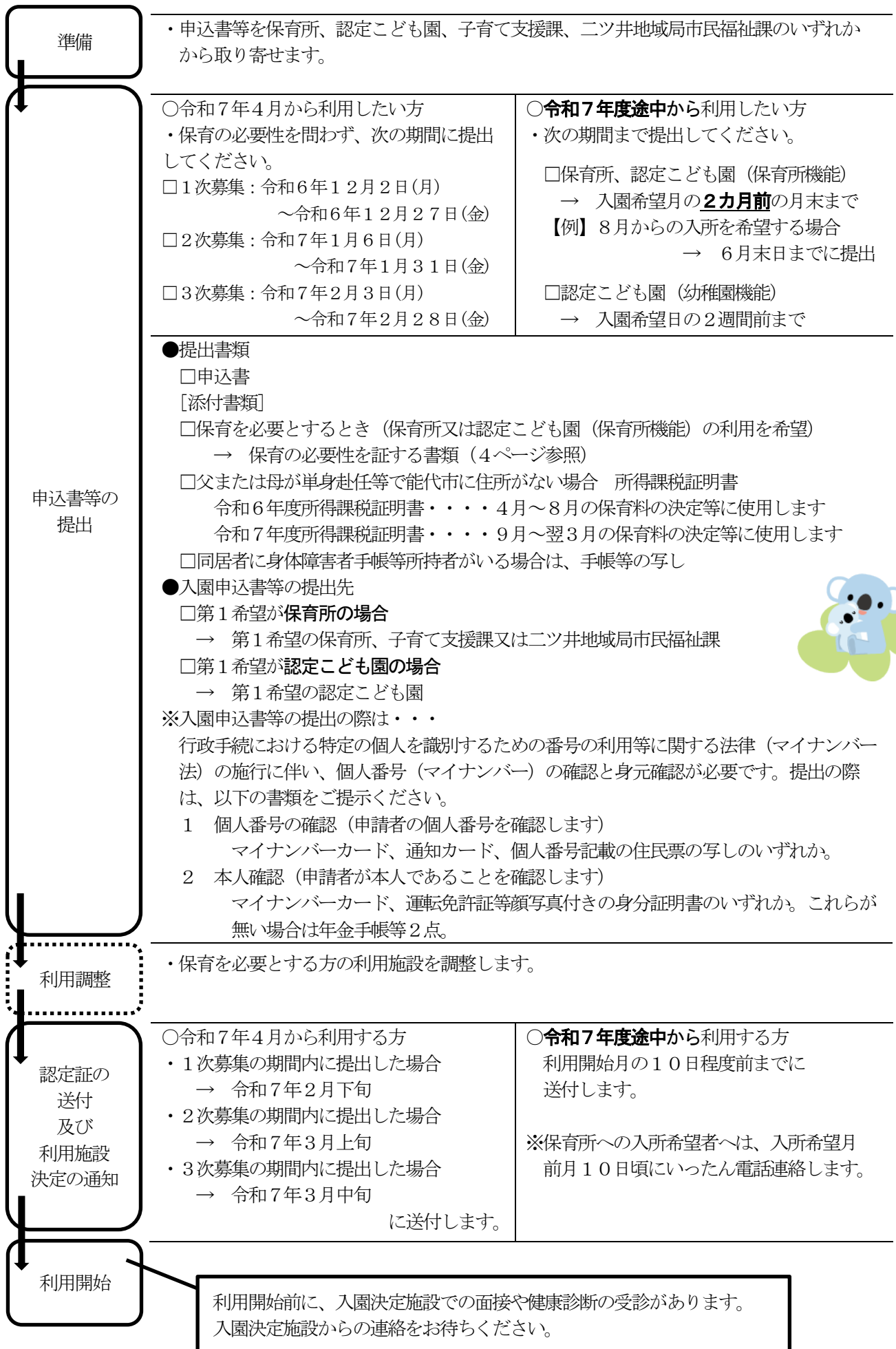
5 子ども・子育て支援制度のながれ

～申し込みから利用開始まで～



※申込状況等により、ご希望の施設に入園できない場合もございます。あらかじめご了承ください。

6 入園申込の方法等について



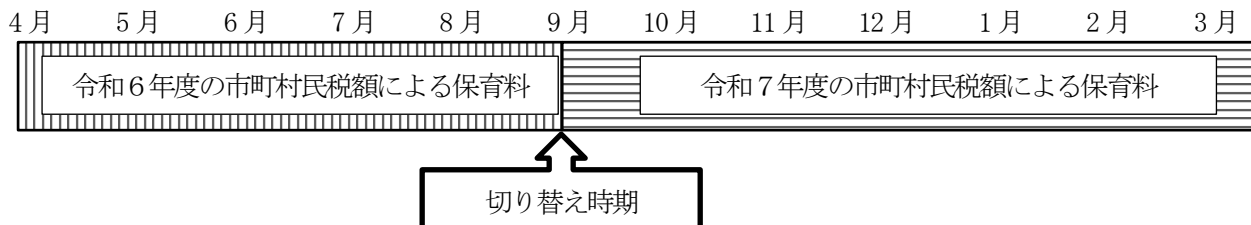
7 保育料について

○保育料の決定のお知らせは、**入園月の中旬**にお知らせします。

○**1号認定及び2号認定（年度当初の前日において満3歳以上の児童）の保育料はかかりません。**

○保育料は、原則父母の市町村民税（住宅取得控除や配当控除等の税額控除適用前の税額）で算定します。
ただし、父母の合算課税収入が103万円に満たない場合は、同居する祖父母等の市町村民税を合算して保育料を決定することがあります。

○保育料の切り替え時期は9月になります。



【3歳未満（3号認定）】・・・年度当初の前日において満3歳に達していない児童をいいます。（単位：円）

階層	国 標準時間 保育料	市							
		階層		保育標準時間			保育短時間		
				1人目	2人目	3人目	1人目	2人目	3人目
1	0	A	生活保護	0	0	0	0	0	0
2	0	B	住民税非課税	0	0	0	0	0	0
3	19,500	C1	均等割のみ課税	11,600 (5,300)	5,800 (0)	0	11,400 (5,200)	5,700 (0)	0
		C2	所得割 48,600円未満	12,200 (5,600)	6,100 (0)	0	11,900 (5,400)	5,900 (0)	0
4	30,000	D1	60,000円未満	16,000 (5,600)	8,000 (0)	0	15,700 (5,500)	7,800 (0)	0
		D2	80,000円未満 ※77,101円未満	17,000 (5,600)	8,500 (0)	0	16,700 (5,500)	8,300 (0)	0
		D3	97,000円未満	18,900	9,400	0	18,500	9,200	0
5	44,500	D4	130,000円未満	25,400	12,700	0	24,900	12,400	0
		D5	169,000円未満	27,000	13,500	0	26,500	13,200	0
6	61,000	D6	260,000円未満	36,600	18,300	0	35,900	17,900	0
		D7	301,000円未満	39,600	19,800	0	38,900	19,400	0
7	80,000	D8	301,000円以上	48,000	24,000	0	47,100	23,500	0
8	104,000								

・（ ）内は、ひとり親世帯や身体障害者手帳等の所有者と同居する世帯の保育料となります。

・年度途中で3歳に達しても、その年度中は、「3歳未満」の保育料のままです。

・保育料の算定では、「就学前までの保育所等を利用する子ども」を1人目、2人目・・・と数えます。
ただし、市町村民税の所得割額が57,700円未満（ひとり親世帯等の場合は77,101円未満）の世帯は、実際の多子の数え方で算定します。

・月の途中で標準時間（短時間）認定から短時間（標準時間）認定へ変更しても、当該月の保育料は変わりません。
翌月分から変更になります。

・保育料のほか、実費負担等が生じる場合がありますので、詳しくは各施設にお問合せください。

7 保育料について

○世帯の状況による軽減

ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯は、次のように保育料の軽減があります。

階層	軽減
国の第3階層	第1子は一定の額を減額、第2子以降は無料
国の第4階層の一部（所得割77,101円未満の世帯）	

※ひとり親世帯であるが、世帯の生計の中心者が父又は母以外と市が認めた場合は、軽減しません。

※同居者に身体障害者手帳等所持者がいる場合は、手帳等の写しを申込書と一緒に提出してください。

○保育料の助成・減免制度

・すこやか子育て支援事業による助成制度があります。

助成区分	対象階層	備考
1/2	国の第3階層	
1/4	国の第4階層、第5階層	ひとり親世帯は1/2

①国の第3階層から第5階層について、第2子以降の保育料を無料とします。

②国の第6階層について、第3子以降の子どもが産まれた世帯の第2子以降の保育料を1/2助成します。

※対象となる方には、子育て支援課からお知らせします。

・保育料の減免制度

自然災害や火事により被害があった場合、保育料を減免できる場合があります。

○月途中の入退園があった際は、月額保育料を日割り計算します。

入園日数 ÷ 25日

○保育料の支払い方法 **※滞納が続く場合、児童手当から直接徴収する場合があります。**

・保育所・・・市に口座振替又は納付書によりコンビニや市内金融機関等でお支払いいただきます。

・認定こども園・・・認定こども園が指定する方法で園にお支払いいただきます。

～保育料は、施設を運営する大切な財源です。納期限内のお支払いをお願いします。～

8 3歳以上児の副食費について

3歳以上児の副食費（おかず・おやつ代）は、各園で定める額を保護者にご負担いただくことになっておりますが、市では全ての3歳児以上児を対象に全額助成（月額4,800円を上限）をします。

保育料	無料
副食費（おかず・おやつ代）	無料（全額助成）
主食費（ご飯・パン代）	各施設で定める額を負担

※3歳未満児の副食費は、保育料に含まれております。

9 保育の必要性の基準（選考基準）

区分	保護者の状況		選考指数	優先順位	利用期間	保育の必要量	
①就労 (月48時間以上の就労)	常勤、非常勤、パート、アルバイト、日雇の外勤を常とする者又は自営業、農林水産業の主たる従事者 (すでに就労が内定している者を含む)	月150時間以上	10	3	年度末まで又は認定期間のいずれか短い方	月120時間以上を標準時間、月120時間未満を短時間	
		月120時間以上	9				
		月90時間以上	8				
		月48時間以上	7				
	家族が営む自営業・農林水産業に協力して従事する者 (すでに就労が内定している者を含む)	月150時間以上	8	5			
		月120時間以上	7				
		月90時間以上	6				
		月48時間以上	5				
	業者からの委託を受け、居宅内で物品の製造加工等に従事する者 (すでに就労が内定している者を含む)	月150時間以上	7	7			
		月120時間以上	6				
		月90時間以上	5				
		月48時間以上	4				
②妊娠・出産	出産前8週間及び出産後8週間の間にある者		9	4	認定期間	標準時間	
③疾病・障がい	おおむね1ヵ月以上入院する場合		10	2	年度末まで	標準時間	
	おおむね1ヵ月以上の寝たきりの状態の者		10				
	医師がおおむね1ヵ月以上加療(安静)を要すると診断した者		7				
	治療のため定期的通院等を要する者		5				
	障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者手帳1級程度にある者					10
身体障害者手帳3級、療育手帳B又は精神障害者手帳2級程度にある者		7					
身体障害者手帳4級以上又は精神障害者手帳3級程度にある者		5					
④病人の看護等	おおむね1ヵ月以上親族の入院の付添にあたる者、障がい児(者)や同居の親族の介護通院等にあたる者	月120時間以上	9	4	年度末まで	月120時間以上を標準時間、月120時間未満を短時間	
		月120時間未満	7				
	同居の親族の長期居宅療養等の介護にあたる者	月120時間以上	7				
		月120時間未満	6				
⑤災害復旧	居宅等への被災	火災、風水害、地震等による被害の復旧にあたる者		10	1	年度末まで	標準時間
		求職活動等	求職活動	求職活動のため、外出することが多い者		3	8
起業準備	起業準備のため、外出することが多い者		7	6		標準時間	
⑦就学	就学、技能習得のため通学等をしている者		月120時間以上	9	5	認定期間	標準時間
			月120時間未満	7			短時間
⑧虐待・DV	児童に虐待やDVによる危害を加える恐れのある者		10	1	年度末まで	標準時間	
⑨育休	育児休業取得時に既に保育を利用している者		8	3	①と同じ	短時間	
⑩その他	上記以外の理由で明らかに保育できない場合		2	9	認定期間	事由を勘案	
調整基準	入所継続	前年度から引き続き入所する場合			⑥及び⑩には加算		+2
	兄弟姉妹入所	入所中(継続希望)の兄弟又は姉妹と同じ施設を希望する姉妹又は兄弟			しない		+2
	保育士等優先入所	父又は母が以下の条件の全てに該当する場合 ・保育士、幼稚園教諭、保育教諭又は放課後児童支援員の資格を有する。 ・市内の保育所、認定こども園又は放課後児童クラブに勤務している、又は勤務予定である。 ・勤務条件が1ヶ月20日以上かつ1日6時間以上の勤務となっていること。					+6
	世帯の特 殊事情	ひとり親	父又は母が死亡、離婚、行方不明、拘禁、遺棄の場合				+2
		生活保護	生活保護法による被保護世帯				+2
		障がい児保育	障がい児保育を行う必要がある者				+1
		失業	生計中心者の非自発的失業により就労の必要性が高い場合				+2
		保育料滞納	保育料を滞納している世帯				△2
		その他	児童の保育が困難な地域的、家庭的及び経済的な事情がある者				+1~+2
	①就労の従事日数、④病人等の看護等を必要とする日数、⑦就学における就学日数					月16日~19日	△1
					月16日未満	△2	

・入園可能児童数を超える申込があった場合は、「保護者の状況」ごとに定められた「選考指数」に、「調整基準」の指数を加算して得た指数により利用調整を行い、指数の高い順番に決定します。指数が同数の場合は、「優先順位」により決定します。優先順位が並んだ場合は、「抽選」により決定します。(抽選は子育て支援課内で行いますが、事前にご日時を連絡しますので、希望があれば立ち合いも可能です。)

・保育の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの範囲内で、申込書の添付書類をもとに決定します。

10 よくある質問にお答えします

- ①保育料は、誰の市町村民税で決まりますか？
→原則、父母の市町村民税で決定します。
ただし、同居する祖父母等が入所児童又は父母を税法又は健康保険において扶養している場合は、祖父母等の市町村民税を合算して決定します。
- ②施設によって保育料は違いますか？
→同じです。どの施設を利用しても、父母の市町村民税に応じて能代市が決定します。
- ③入園前に保育料を知りたいのですが。
→市民税・県民税 特別徴収額の決定通知書中、市民税額の所得割額を6ページの表に当てはめてください。
なお、電話ではお答えしておりません。運転免許証等の顔写真付きの公的な身分証明書をご持参いただければ、概算でお知らせいたします。
- ④両親ともにフルタイム就労です。認定こども園の幼稚園機能は利用できますか？
→利用できます。申込書を記入する際、「保育の希望の有無」の欄で「無」に○印をつけてください。
- ⑤認定こども園の幼稚園機能の利用を希望する場合、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか？
→幼稚園機能部分は、満3歳以上の子どもはどなたでも利用できますので、保育の必要性の認定を受ける必要はありません。保育の必要性を証する書類の提出は、不要です。
- ⑥3号認定の子どもが3歳になった場合、何か手続きは必要ですか？
→2号認定への変更の手続きは必要ありません。
1号認定へ変更を希望する時は、申請が必要となりますので、認定こども園にご相談ください。
- ⑦年度途中で3歳になります。保育料は、変更になりますか？
→保育所や認定こども園の保育所機能を継続して利用する場合は、年度途中で3歳に達することによる保育料の変更はありません。その年度中は、3歳未満の保育料となります。
- ⑧就労を理由に2号（3号）認定を受けていますが、仕事を辞めました。保育所等にはいつまで預けることができますか？
→速やかに入園施設に変更届と離職後の保育の必要性を証する書類（ハローワークカードの写し等）を提出してください。離職後に求職活動をする場合は、離職日から90日が経過する日が属する月末まで預けられます。この場合、保育必要量が「保育標準時間」で認定されていた方は、「保育短時間」に変更となります。
なお、離職の理由（出産、病気療養、家族の介護等）により、提出書類と期間が異なりますので、詳しくはお問合せください。
- ⑨現在、育児休暇中ですが、職場に復帰するために保育所等を利用したいのですが、申込みできますか？
→申込みできます。ただし、利用開始日は、職場復帰予定日の2週間前からです。
- ⑩受付期間内に就労証明書等の保育の必要性を証する書類が揃いません。どうしたらいいのでしょうか？
→申込書の余白に鉛筆でいつまで提出できるのか記入し、受付期間内に申込書のみ、提出してください。就労証明書等の必要書類は、受付期間の最終日の翌日から14日以内に速やかに提出してください。これ以後に提出した場合は、希望の施設に入園できないことがあります。
- ⑪認定こども園とはどのような施設ですか？
→保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設です。
保育を必要とする方は、2号又は3号認定を受けた後に保育所機能を利用します。
保育を必要としない方は、1号認定を受けた後に幼稚園機能を利用することになります。





様式第1号(第3条関係)

教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書

令和 **xx** 年 **12** 月 **25** 日
 能代市長 様
 施設長 様
 教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報を(同居者を含む。)及び世帯情報を開示すること。
 ・また、その情報に基づき決定した利用者毎租額について、施設に対して提示することがあること。
 ・12月から翌年2月までにされた教育・保育給付認定申請は、認定事務が集中し審査等に日時を要することから入所希望月の2ヶ月前までの認定結果のお知らせになること。
 上記に同意のうえ、次のとおり教育・保育給付認定の申請及び保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の申込みをします。

住所	能代市 上町1-3	氏名	能代 水都
保護者	自宅： 0185-89-2946	緊急時： 090-0000-1111	
連絡先	父携帯： 090-0000-1111	母携帯： 090-0000-2222	
申請に係る小学校就学前子ども	氏名 のしろ ももこ	個人番号 1111122223333	性別 男
保育の希望の有無(※)	出生年月日 令和2年4月5日生	障害者手帳等の有無 有(無)	障害者手帳番号 0747131-

(※) ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育所機能)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます(以下同)。
 ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(幼稚園機能)をいいます。
 ・「有」を○で囲んだ場合は①～③に、「無」を○で囲んだ場合は④及び⑤に必要事項を記入してください。

①利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名
 利用を希望する期間 **令和xx年4月1日** から **令和xx年3月31日** まで
就学前
 利用を希望する施設(事業者)名と希望理由
 第1希望 **A 保育園 自宅から近いため**
 (希望理由)
 第2希望 **認定こども園B**
 (希望理由)
 第3希望 **無し**
 (希望理由)

②世帯の状況
 (ふりがな) 氏名
 1 **のしろ ももこ** 父 T.S.H.R 2年2月2日生 □有
 2 **のしろ 水都** 母 T.S.H.R 2年2月2日生 □有
 3 **能代 水都** 姉 T.S.H.R 2年3月3日生 □有
 4 **のしろ さくら** 弟 T.S.H.R 25年4月7日生 □有
 5 **能代 水都** 祖母 T.S.H.R 4年5月5日生 □有
 6 **のしろ まつこ** 孫 T.S.H.R 27年8月4日生 □有
 7 **能代 水都** 孫 T.S.H.R □有

- 提出年月日を記入します。
 - 保護者の住所を記入します。
 - 保護者の氏名を記入します。
 - 自宅電話番号を記入します。
 - 対象児童の父の携帯電話の番号を記入します。
 - 対象児童の母の携帯電話の番号を記入します。
 - 本人が署名する場合は、押印を省略することができます。
 - 児童の氏名(ふりがな)を記入します。
 - 児童の個人番号と生年月日を記入します。
 - 児童の性別を○印で囲みます。
 - 障害者手帳等の有無を○印で囲みます。下段には、障害者手帳を所有していれば、その手帳番号を記入してください。手帳等を所有していないが、**痲瘋癩(ダウニ症、自閉スペクトラム症、Oアレルギ-、てんかん、特別原重扶養手当支給等)**があれば記入してください。
 - 保育の希望の有無について、該当するものを○印で囲みます。
 保育所、認定こども園の保育所機能を利用したい → 有
 認定こども園の幼稚園機能を利用したい → 無
 - 利用を希望する始期と終期を記入します。就学前までの利用を希望する場合は“就学前”を○印で囲みます。就学前までの利用を希望する場合であっても、入所決定期間は各年度末が最長となります。
 - 第1希望～第3希望の施設名とその希望理由を記入します。第2希望又は第3希望の施設がない場合は、“無し”と記入します。
- ※ 提出日現在に児童と同居する世帯員全員(単身赴任や出張等で普段居宅にいない者も含む)を記入してください。勤務先及び備考の入所施設名は保育の実施を希望する期間の初日の状況を記入してください。
- 氏名を記入します。
 - 児童との続柄を記入します。
 - 生年月日を記入します。
 - 障害者手帳等を所持している場合には□を記入します。
 - 個人番号と勤務先、通学・通園先を記入します。
- 就学児童であればその学校名と学年、障害者手帳等を所持していればその手帳番号を記入します。

生活保護の適用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無し・ <input type="checkbox"/> 有り(年 月 日保護開始)
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭(離別・死別・未婚)・ <input checked="" type="checkbox"/> 障がい児(者)のいる世帯・ <input type="checkbox"/> 左記以外

③保育の利用を必要とする理由等
 ※ 保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

続柄	必要とする理由	具体的な状況(勤務先、就労時間、日数や疾病の状況等)
父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他()	(株)ABC 總店支店 月21日勤務 8:30~17:30
	母	
保育を希望する曜日・時間等	利用曜日 利用時間 月 曜日 から 16:00 まで 9:00 から 16:00 まで	希望保育必要量 <input type="checkbox"/> 標準時間(最大11時間) <input checked="" type="checkbox"/> 短時間(最大8時間)

④支給認定証の交付について 希望しない

⑤育児休業の延長について (下記該当する場合はにレを入れてください。)

保育所等を希望するが、申し込んだ施設に落選した場合は育児休業の延長も可

記入はここまで

*施設記載欄(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

施設(事業者)名	受付年月日
担当者氏名 連絡先	
入所契約(内定)の有無	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日) ・ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 内定
備考	

生活保護の適用の有無についてを記入します。“有り”の時は、保護開始年月日も記入します。

家庭の状況に該当するものにを記入します。(ひとり親家庭の方は、離別・死別・未婚のいずれか該当するものを○印で囲みます。)

※保育を必要とする方のみ、ご記入ください。

父母それぞれの保育を必要とする理由にを記入します。

保育を必要とする具体的な状況を記入します。

保育を必要とする主たる曜日を記入します。

保育を必要とする主たる利用時間を記入します。

希望する保育必要量にを記入します。

“希望保育必要量”は次を参考に記入してください。

- ① 就労 月120時間以上が標準時間、月120時間未満は短時間
- ② 妊娠・出産 標準時間(希望により短時間也可)
- ③ 疾病・障がい 標準時間(希望により短時間也可)
- ④ 介護等 月120時間以上が標準時間、月120時間未満は短時間
- ⑤ 災害復旧 標準時間(希望により短時間也可)
- ⑥ 求職活動 短時間(起業準備の場合は希望により標準時間也可)
- ⑦ 就学 月120時間以上が標準時間、月120時間未満は短時間
- ⑧ 虐待・DV 標準時間(希望により短時間也可)
- ⑨ 育児休業 短時間
- ⑩ その他 事由を勘案

※ 添付書類

- 保育を必要とする方のみ 就労証明書等の保育の必要性を証する書類
- 父または母が単身赴任等で能代市に住所がない場合 所得課税証明書
令和6年度所得課税証明書・・・4月～8月分保育料の決定に使用します
令和7年度所得課税証明書・・・9月～3月分保育料の決定に使用します

記入はここまでです。
 記入もれがないか、添付書類に不足がないか確認したうえで、提出してください。